

改正の概要

1 事業者の責務の追加

土地の埋立て等について理解を得るよう努めなければならない対象に、事業区域の境界から300メートル以内の土地において事業を営む者を追加。

2 事業者及び土地所有者の責務の追加

土地の埋立て等の完了後に発生した土壌汚染等について、その解決に当たる責務を追加。

3 許可の欠格事由の追加

次のいずれかに該当する場合は、土地の埋立て等の許可を行わないこととする。

- (1) 許可取消しを受けた日から3年を経過していない場合
- (2) 直近の改善勧告又は措置命令から1年を経過せず、かつその前の改善勧告又は措置命令から3年を経過していない場合
- (3) 代表者又は役員が暴力団員等である場合又はこれらと密接な関係を有する場合

4 許可取消しの要件の追加

措置命令に従わない場合には、許可を取り消すことができることとする。

5 説明会開催要件の見直し

周辺住民等からの申出により説明会を開催する要件を以下のとおりとする。

- (改正前) 3分の2以上の隣接地権者等又は周辺世帯主
(改正後) 3分の1以上の隣接地権者等又は事業区域境界から100メートル以内の世帯主及び事業所等の責任者

6 説明会開催期限の追加

申出があった日から14日以内に開催しなければならないこととする。

7 説明会開催の事前通知の追加

開催日の7日前までに書面により通知しなければならないこととする。

8 帳簿の閲覧義務の追加

施行期間中は、事業者は事業に係る帳簿を周辺住民等の閲覧に供しなければならないこととする。

9 地位の承継者の制限

許可の欠格事由に該当する法人は地位の承継ができないこととする。

10 帳簿の管理の追加

事業に係る帳簿を5年間保管しなければならないこととする。

11 報告の徴収期日の追加

資料を求められた日から14日以内に提出しなければならないこととする。

12 改善勧告対象事項の追加

次の事項を改善勧告の対象に追加する。

- (1) 許可申請内容に従っていない場合
- (2) 許可基準に適合していない場合
- (3) 帳簿の閲覧、記載、保管をしていない場合
- (4) 土壌調査又は排水検査により基準不適合の汚染が認められる場合

13 措置命令の対象の追加

改善勧告に従わない者に対し、措置命令を行うことができることとする。